

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

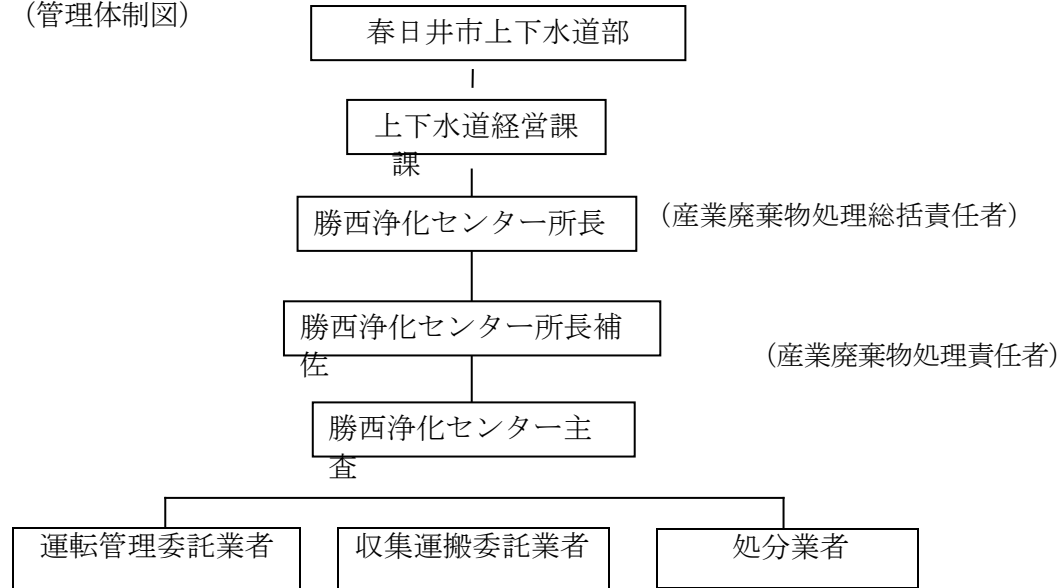
（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
平成 30 年 6 月 27 日	
愛 知 県 知 事 殿	
提出者	
住 所 春日井市鳥居松町 5 丁目 44 番地	
氏 名 春日井市長 伊 藤 太	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 0 5 6 8 - 3 3 - 0 9 8 0	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名 称	勝西浄化センター
事業場の所在 地	春日井市御幸町 2 丁目 1 番地 1
計画期 間	平成 30 年 4 月 1 月～平成 31 年 3 月 31 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
1 事業の種 類	3 6 : 水道業
2 事業の規 模	流入汚水量 12, 292, 910 m ³ /年
3 従業員 数	2 3 人
4 産業廃棄物の一連の処理の工程	下水汚泥 → 自己中間処理・脱水作業 → 脱水ケーキを再生利用業者へ 処理委託 沈砂・しさ → 廃棄物処理業者へ処理委託 廃油 → 再生利用業者へ処理委託

（日本工業規格 A 列 4 番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

1 現状

【前年度（29年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥、沈砂・し さ）	廃油（潤滑油）
排出量	93,602 t	0.36 t

(これまでに実施した取組)

当浄化センターの処理区の面整備も概ね終了に近づいているため、廃棄物の発生量はほぼ横ばいになっている。

2 計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥、沈砂・し さ）	廃油（潤滑油）
排出量	96,875 t	0.54 t

(今後実施する予定の取組)

流入水質及び流入水量等により変動するが、適正な維持管理により廃棄物の削減への取組みを引続き継続する。

産業廃棄物の分別に関する事項		
1	現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 下水汚泥のため分別はしていない。
3	計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
1	現状	【前年度（ 29年度）実績】	
		産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥、沈砂・し さ）
		自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t
		(これまでに実施した取組) 特になし	
2	計画	【目標】	
		産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥、沈砂・し さ）
		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t
		(今後実施する予定の取組) 特になし	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
1	現状	【前年度（ 29 年度）実績】	
		産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥、沈砂・し さ）
		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t
		自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	86,312 t

		(これまでに実施した取組) 下水汚泥の脱水作業を行っている。		
	2 計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥、沈砂・し さ）	廃油（潤滑油）
		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	89,300 t	0 t
		(今後実施する予定の取組) 今後も脱水作業を効率的に行うとともに汚泥の減量化に努める。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
1 現状	【前年度（ 29 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥、沈砂・しさ）	廃油（潤滑油）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
2 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥、沈砂・しさ）	廃油（潤滑油）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
1 現状	【前年度（ 29 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥、沈砂・しさ）	廃油（潤滑油）
	全処理委託量	7, 290 t	0. 36 t
	優良認定処理業者への処理委託量	2, 801 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	7, 228 t	0. 36 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 以前の最終処分場埋立処理から現在は、セメント原料、地盤安定材燃料化及びコンクリート二次製品など有効利用による減量に努めている。		

（第5面）

2 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥、沈砂・しさ）	廃油（潤滑油）
	全処理委託量	7, 575 t	0. 54 t
	優良認定処理業者への処理委託量	2, 917 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	7, 500 t	0. 54 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t

		認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託 量	0 t	0 t
		(今後実施する予定の取組) 今後も有効利用できる委託処分先の検討・安定確保を図るととも に優良認定処理業者などへの委託等も検討する。		
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

